

駅前交番速報

令和 7年 6月 1日
 掛川警察署 ☎0537-22-0110
 掛川駅前交番 ☎0537-22-7843

 運転者のみなさんへ 



気付いた時はもう遅い!

飲酒運転は犯罪だ! 飲んだら乗るな! 乗るなら飲むな!

飲酒運転による重大事故が発生しています。飲酒運転をして事故を起こせば、被害者だけでなく、運転者が受ける「多額の賠償金、解雇など社会的地位の喪失、家庭崩壊 等」の影響によって、大切な家族も不幸にしてしまいます。

厳しい罰則	酒酔い運転	酒気帯び運転
刑事罰	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
運転免許行政処分	取消処分 (欠格期間3年)	取消処分(欠格期間2年) 又は停止処分

※ 過去に取消処分を受けていると、欠格期間が2年加重されることがあります。



二日酔い運転
にも注意しましょう

「夜遅くまで飲んでしまったけど、ひと眠りしたから大丈夫。」
 そんな軽い気持ちで、翌日、車を運転していませんか?
 アルコールが抜ける(分解される)には時間がかかります。



ビール	チューハイ	焼酎	日本酒	ワイン	ウイスキー
 500m l 中ジョッキ1杯	 350m l 350m l 缶1本	 100m l コップ半分 (水割り5:5では1杯)	 180m l 1合	 200m l 小ワイングラス2杯	 60m l ダブル1杯

※ 上段の数量は酒の数量、下段は飲酒量の目安を示します。
 ※ 純アルコールで換算すると20mLとなります。

この量のアルコールが抜ける(分解される)には、個人差もありますが4時間以上かかります!

 自転車は車の仲間

自転車のながらスマホ・酒気帯び

罰則強化

「酒気帯び運転及び幫助」新たに罰則が整備! 「自転車運転者講習制度」の対象です

「自転車の酒気帯び運転」のほか、「酒類の提供や同乗・自転車の提供」に対して、新たに罰則が整備されました。

違反者は、
 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

 自転車の提供者は、
 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

 酒類の提供者・同乗者は、
 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金